

ふくさきちよう  
福崎町

しょう しゃ じ せいど  
障がい者(児)制度のあらまし

このあらまは、<sup>ふくさきちよう</sup>福崎町にお住まいの<sup>しょう</sup>障がいの<sup>かた</sup>ある方のための<sup>せいど</sup>制度を<sup>しょうかい</sup>紹介したものです。

<sup>きさい</sup>記載は、<sup>かんけつ</sup>簡潔にまとめておりますので、<sup>くわ</sup>詳しいことは、それぞれの<sup>と</sup>問い合わせ<sup>あ</sup>先<sup>さき</sup>にご<sup>かくにん</sup>確認<sup>くだ</sup>さい。

<sup>ないよう</sup>内容は、<sup>さくせいじてん</sup>作成時点<sup>れいわ</sup>(<sup>ねん</sup>令和<sup>がつげんざい</sup>3年1月<sup>げんざい</sup>現在)のものであり、<sup>へんこう</sup>変更される<sup>ばあい</sup>場合<sup>りょうしょう</sup>もありますので、<sup>ごう</sup>ご了承ください。



タイトル「朝食づくり」 植田 裕樹さん作



そうだんまどぐち あんない  
相談窓口のご案内

<p>ふくさきちようしやう しやきかんそうだんしえん 福崎町障がい者基幹相談支援センター (総合相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0790-22-0560(内線:365・353) ファックス:0790-22-5980 メール:kikan@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようみなみたはら やくぼけんこうふくしかない 住所:福崎町南田原3116-1(役場健康福祉課内) フェイスブック:<a href="https://www.facebook.com/kikan.fukusaki">https://www.facebook.com/kikan.fukusaki</a> ↓センターの活動や、福祉に関する情報を発信↓</p> 
<p>ふくさきちようしやうがいのうだんしえん 福崎町障害相談支援センター (障がいに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0790-35-8575 ファックス:0790-22-7024 メール:f-syougai@mx9.tiki.ne.jp じゆうしよ ふくさきちようおおぬき 住所:福崎町大貫446</p>
<p>こうすいりやうそうだんしえんじぎやうしよ 香翠寮相談支援事業所 (障がいに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:079-240-6266 ファックス:079-232-7250 メール:kousuiryou-soudan@honey.ocn.ne.jp じゆうしよ ひめじしこうでらちやうはぜ 住所:姫路市香寺町土師365-1</p>
<p>ひやうごはつたつしやうしやしえん ひょうご発達障がい者支援センター かみごおり 上郡ブランチ (発達障がいなどに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0791-56-6380 ファックス:0791-56-6381 メール:clover-kamigori@aishin-wel.or.jp じゆうしよ あこうぐんかみごおりちやうい わきこう 住所:赤穂郡上郡町岩木甲701-42</p>
<p>ふくさきちようほけん 福崎町保健センター (子どもに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0790-22-0560(内線:360~363) ファックス:0790-22-7566 メール:fukushi@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようにしたはら 住所:福崎町西田原1397-1</p>
<p>ふくさきちようちいきほうかつしえん 福崎町地域包括支援センター (高齢者対象)</p>	<p>でんわ 電話:0790-22-0560(内線:357~359) ファックス:0790-22-7566 メール:fukushi@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようにしたはら 住所:福崎町西田原1397-1</p>

# もくじ 目次

- 1 障がい福祉サービス・地域生活支援事業
- 3 グループホーム等利用者家賃負担軽減事業
- 3 障がい児福祉サービス利用者負担金助成事業
- 3 重度心身障がい児年金
- 3 心身障がい児童生徒就学援助金
- 4 心身障がい者施設通園補助金
- 4 福祉車両等助成
- 5 特定疾患者通院交通費助成
- 5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の  
給付(購入のみ)
- 5 特別障がい者手当
- 5 障がい児福祉手当
- 6 障がい者用自動車改造費の助成
- 6 自動車運転免許証取得費の助成
- 6 障がい者手帳交付等申請用診断書料助成
- 7 聴覚障がい者等情報伝達送信
- 7 軽・中度難聴児補聴器購入等助成
- 7 ファックス119とNET119緊急通報システム
- 7 手話通訳者および要約筆記者派遣
- 8 日常生活用具の給付(購入のみ)
- 8 補装具費の支給(購入・修理・借受け)
- 9 自立支援医療(更生医療18歳以上)
- 10 自立支援医療(育成医療18歳未満)
- 11 自立支援医療(精神通院医療)
- 12 重度障がい者医療費助成
- 12 高齢重度障がい者医療費助成
- 12 精神疾患者医療費助成
- 12 後期高齢者医療制度
- 13 重度心身障がい者(児)介護手当
- 13 介護用品購入助成
- 13 布団クリーニング助成
- 13 訪問入浴サービス
- 14 避難行動要支援者支援
- 14 心身障がい者(児)扶養共済
- 14 児童扶養手当
- 15 特別児童扶養手当
- 15 障がい基礎年金
- 15 障がい厚生年金・障がい手当金
- 16 兵庫ゆずりあい駐車場
- 17 有料道路の割引
- 17 NHK放送受信料の減免
- 18 電車・バス・タクシー・飛行機の割引
- 19 住民税・所得税における障がい者控除
- 19 自動車税・環境性能割の減免
- 20 駐車禁止区域の緩和
- 21 NTT番号案内(ふれあい案内)
- 21 携帯電話基本使用料などの割引
- 21 マル優・特別マル優制度
- 21 ヘルプマーク・ヘルプカード
- 22 当事者団体
- 23 お知らせ
- ・フードドライブについて
- ・ふく咲マーケットについて
- 24 障がい者に関するマークの一例

# 障がい福祉サービス・地域生活支援事業

**【対象者】** 障がい者手帳(身体・療育・精神)、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方  
 ・自立支援医療(精神通院医療)を受給している方  
 ・知的障がい者更生相談所(こども家庭センター)において、知的障がいの判定を受けた方  
 ・精神障がいを事由とする年金などの給付金を受けている方、など

**【負担額】** 利用者負担があります(所得により軽減があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

**【問い合わせ先】** 町民福祉係

※各種サービスを利用するにあたり、利用条件があつたり、認定調査が必要な場合があります

## ★自宅で暮らしを支援するサービス

<input type="checkbox"/> 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯を行います。また、通院するときに、つきそいもします。
<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。
<input type="checkbox"/> 同行援護	視覚障がいや、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先で代筆や代読もします。
<input type="checkbox"/> 行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動を支援します。

## ★介護する家族などを支援するサービス

<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、身体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	事業所で、日中生活することで、家族の人が仕事に行ったり、ひと休みするためのサービスです。

## ★昼間の活動を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。
<input type="checkbox"/> 生活介護	常に介護が必要な人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものづくり出す創作的、生産的活動も行います。

★自立や就労を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。
<input type="checkbox"/> 就労移行支援	一般の企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
<input type="checkbox"/> 就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
<input type="checkbox"/> 就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

★住まいの場で生活を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。
<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。

★外出を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
-------------------------------	--

★子どもを支えるサービス

<input type="checkbox"/> 児童発達支援	学校に上がる前の子どもを支えるサービスです 生活スキルやコミュニケーション力を支援するサービスです
<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	放課後など学校以外の時間に、子どもの発達を支援するためのサービスです

★福祉サービスの苦情相談

兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会  
 電話:078-242-6868(受付時間10時~16時) ファックス:078-271-1709  
 メール:tekiseika@hyogo-wel.or.jp 住所:神戸市中央区坂口通2丁目1-1兵庫県福祉センター内

## とうりようしゃ やちん ふたんけいげんじぎょう □グループホーム等利用者家賃負担軽減事業

【対象者】 福崎町によるグループホーム(共同生活援助)の支給決定を受け、グループホームに入居している方

【支給額】 月額家賃から10,000円を控除した額の2分の1の額(上限15,000円/月)

【問い合わせ先】 町民福祉係

## しょう じ ふくし りようしゃ ふたんきんじよせいじぎょう □障がい児福祉サービス利用者負担金助成事業

【対象者】 福崎町による児童通所給付(児童発達支援・放課後等デイサービス)の支給決定を受けた児童の保護者

【支給額】 保護者が実際に要した自己負担額 ※年度末に申請(3月から2月分)

【問い合わせ先】 町民福祉係

## じゆうどしんしんしょう じ ねんきん □重度心身障がい児年金

【対象者】 福崎町に住所があり、3か月以上福崎町に居住している20歳未満の方で、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの方

【支給額】 月額17,000円/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係

## しんしんしょう じどうせいとしゆうがくえんじよきん □心身障がい児童生徒就学援助金

【対象者】 特別支援学校に就学する児童の保護者(ただし、保護者が福崎町に住所がある方)

【支給額】 児童一人につき月額17,000円/申請月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係



# 心身障がい者施設通園補助金

【対象者】 福崎町に住所があり、福崎町外の指定障がい福祉サービス提供事業所に週3日以上通所している方

## 【支給額】

片道(自宅から施設まで)	月額	・無料の送迎サービスを利用している場合、支給対象とならない場合があります
10キロ未満	5,000円	・福祉車両等助成との併用はできません
10キロ以上15キロ未満	6,500円	・生活保護法による移送費や他の法令などによる交通費の支給との併用はできません
15キロ以上20キロ未満	8,000円	・交通費の支給がある場合は、その額を控除します
20キロ以上	9,500円	

申請月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係

# 福祉車両等助成

【対象者】 身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちで福崎町に住所がある在宅の方

## 【支給額】

申請月から支給/タクシー券は4月に6月分まで、7月に3月分まで交付

/ガソリン代は6・9・12・3月に振込

【所得制限】 あります(福祉医療制度の所得制限基準に基づきます)

【問い合わせ先】 町民福祉係

タクシー券		500円券を月4枚	・タクシー券またはガソリン代のどちらかを
ガソリン代	① 本人運転	2,500円/月	せんたく 選択
	② 家族運転(同居)	2,000円/月	・外出支援サービス・特定疾患者通院
	①または②の対象者で本人および扶養義務者が非課税の場合	5,000円/月	交通費助成・心身障がい者施設通園補助金との併用はできません



とくていしっかんしゃつういんこうつうひじよせい

## □特定疾患通院交通費助成

【対象者】 兵庫県発行「特定医療費(指定難病)受給者証」、「特定医療費(小児慢性)受給者証」をおもちの方

- ・生活保護法により移送扶助などの給付を受けていない方
- ・外出支援サービス・福祉車両等助成との併用はできません
- ・指定医療機関に通院している方(入院は除きます)

【助成額】 月額1,000円×受診月数(上限12,000円)

毎年10月頃に申請(前年10月から当該年度9月の1年分)

申請には受診料支払い後の領収書(原本)又は自己負担上限額管理表が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょうにまんせいとくていしっぺいじ どうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ こうにゆう

## □小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付(購入のみ)

【対象者】 福崎町に住所がある、在宅などの小児慢性特定疾病児童などに対し、日常生活用具を給付します(対象となる用具や負担額などの詳細についてはお問い合わせください)

【問い合わせ先】 町民福祉係

とくべつしょう しゃてあて

## □特別障がい者手当

【対象者】 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます

【支給額】 月額27,350円/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

※入院をしている方や施設に入所している方は対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょう じ ふくしてあて

## □障がい児福祉手当

【対象者】 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます

【支給額】 月額14,880円/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

※入院をしている方や施設に入所している方は対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係



## しょう しゃようじどうしゃかいぞうひ じよせい □障がい者用自動車改造費の助成

【対象者】 ふくさきちやう きよじゆう じようし か し たいかん き のうしやう しんたいしやう しゃてちやう も  
福崎町に居住し、上肢・下肢または体幹機能障がいのため、身体障がい者手帳をお持ち  
ちの方で、就労などのため、自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある方

【助成額】 じよせいがかく えんい ない だい じぜん そうだん しんせい ひつよう  
100,000円以内/1台 ※事前の相談・申請が必要です

【所得制限】 じよとくせいげん  
あります

【問い合わせ先】 と あ さき ちやうみんふくしかかり  
町民福祉係

## じどうしゃうんてんめんきよしやうしゆとくひ じよせい □自動車運転免許証取得費の助成

【対象者】 ふくさきちやう きよじゆう こうつうきかん りよう こんなん しんたいしやう しゃてちやう きゆう も かた みずか  
福崎町に居住し、交通機関の利用が困難な身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方で、自らの  
ふたん うんてんめんきよしゆとく よう ひよう じどうしゃきやうしゆうじよ しはら  
負担で運転免許取得に要した費用を自動車教習所に支払いをした方

【助成額】 じよせいがかく みずか ふたん ひよう ぶん い ない じやうげん えん  
自ら負担した費用の2分の1以内(上限100,000円)

めんきよしゆとくご げつい ない しんせい ひつよう  
免許取得後、1か月以内の申請が必要です

【所得制限】 じよとくせいげん  
あります

【問い合わせ先】 と あ さき ちやうみんふくしかかり  
町民福祉係

## しょう しゃてちやうこう ふとうしんせいやうしんだんしよりようじよせい □障がい者手帳交付等申請用診断書料助成

【対象者】 ふくさきちやう じゆうしよ しんたいしやう しゃてちやう せいしんしやう しゃほけん ふくしてちやう こうふ さいこうふ  
福崎町に住所があり、身体障がい者手帳および精神障がい者保健福祉手帳の交付(再交付)、  
じりつし えんいりよう しきゆう さいしきゆう しんせい おこな かた  
または自立支援医療の支給(再支給)申請を行う方

【助成額】 じよせいがかく しんだんしよ つう じやうげん えん じよせい  
診断書1通につき上限3,000円を助成します

しんだんしよりよう ぶんしよりよう しはら ご りやうしゆうしよ げんぽん ひつよう  
診断書料(文書料)支払い後の領収書(原本)が必要です

【問い合わせ先】 と あ さき ちやうみんふくしかかり  
町民福祉係



## □聴覚障がい者等情報伝達送信

【対象者】 福崎町に居住し、聴覚障がいのため身体障がい者手帳をお持ちの方およびその世帯

【サービスの内容】 防災行政無線により伝達される放送内容を、ファクシミリ送信します

※ファクシミリ受信機にかかる消耗品は、自己負担です

【問い合わせ先】 町民福祉係

## □軽・中度難聴児補聴器購入等助成

【対象者】 保護者が福崎町に住所がある身体障がい者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児

【サービスの内容】 言語取得などの能力の向上を図るため、補聴器など購入費の一部を助成します

【所得制限】 あります ※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係

## □ファックス119とNET119緊急通報システム

【対象者】 聴覚や発語などに障がいのある方のための緊急通報システムです

【ファックス119】 ファックスを利用して、119番通報できます

【NET119緊急通報システム】

携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通じ、簡単な画面操作で119番通報することができます

【問い合わせ先】 姫路市消防局情報指令課 姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話：079-223-0003 ファックス：079-222-8222 メール：syob-shirei@city.himeji.lg.jp

## □手話通訳者および要約筆記者派遣

【対象者】 福崎町に住所がある聴覚障がいおよび音声または言語機能障がいの、身体障がい者手帳を

お持ちの方

【サービスの内容】 公的機関や医療機関などで手話通訳または要約筆記が必要な場合に、手話通訳者や

要約筆記者を派遣します（派遣希望日の7日前までに申請してください）

【問い合わせ先】 町民福祉係



耳マーク

## □日常生活用具の給付(購入のみ)

【対象者】 在宅などで身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方および  
 難病患者などの方に対し、障がいの内容に応じて給付されます

【対象用具】 ※それぞれ給付のための条件があります ※購入前に申請が必要です

かいごくんれん 介護訓練	とくしゅ しんだい 特殊(寝台・マット・尿器)・入浴担架・体位変換機・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベット
じりつせいかつ 自立生活	にゆうよくほじょようぐ べんき ほこうほじょ 入浴補助用具・便器・歩行補助つえ(T字状・棒状のつえ)・移動・移乗支援用具・頭部 ほごぼう とくしゅべんき かさいけいほうき じどうしょうかき でんじちようりき ほこうじか 保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型 そうしんき ちょうかくしょう しゃようおくないしんごうそうち 送信機・聴覚障がい者用屋内信号装置
ざいたくりょうよう 在宅療養	とうせきえきかじつき きゆうにゆうき でんきしき きゆういんき さんそ うばんしゃ どうみやくけつちゆうさんそ 透析液加湿器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引機・酸素ボンベ運搬車・動脈血中酸素 ほうわどそくていき もうじんようたいおんとけい おんせいしき もうじんようたいじゆうけい 飽和度測定器(パルスオキシメーター)・盲人用体温時計(音声式)、盲人用体重計
じょうほういし 情報意思 そつうしえん 疎通支援	けいたいようかいわほじょそうち じょうほう つうしんしえんようぐ てんじ てんじき てんじ 携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字機・点字タイプライター しかくしょう しゃよう 視覚障がい者用(ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・拡大読書器・地上デジタル ほうそうたいおう もうじんようたいけい ちょうかくしょう しゃようつうしんそうち ふあつず ちょうかくしょう 放送対応ラジオ・ワードプロセッサ)・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置(FAX)・聴覚障 がい者用情報受信機・人口喉頭・点字図書
はいせつかんり 排泄管理	ようそうぐ かみ しゆうにようき しせつにゆうしちゆう にゆういんちゆう きゆうふ ストーマ用装具・紙おむつ・収尿器 ※施設入所中、入院中も給付されます
じゅうたくかいしゅう 住宅改修	きょたくせいかつどうさほじょようぐ て だんさかいしょう ゆかざい へんこう 居室生活動作補助用具(手すり・段差解消・床材の変更など)

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【問い合わせ先】 町民福祉係

## □補装具費の支給(購入・修理・借受け)

【対象者】 身体障がい者手帳をお持ちの方および難病患者などの方の障がい内容に応じて支給されます  
 (兵庫県身体障害者更生相談所の判定または医師の診断書などが必要な場合があります)

【対象補装具】 義肢装具・座位保持装置・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器・眼鏡など  
 (失った機能を補うための装具の購入費または修理費の支給)

※事前の申請が必要です/対象補装具についてはご相談ください

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係



じりつしえんいりょう こうせいりりょう さいいじょう  
□自立支援医療(更生医療18歳以上)

【対象者】 身体障がい者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して医療費を助成します

【対象となる障がいと標準的な治療の例】

(1)視覚障がい・・・白内障→水晶体摘出手術、網膜剥離→網膜剥離手術

瞳孔閉鎖→虹彩切除術、角膜混濁→角膜移植術

(2)聴覚障がい・・・鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術

(3)言語障がい・・・外傷性または手術後に生じる発音構語障がい→形成術

唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいのある方であって鼻咽腔閉鎖機能不全に

対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正

(4)肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術など

(5)内部障がい

<心臓>・・・先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術

後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術

<腎臓>・・・腎臓機能障がい→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

<肝臓>・・・肝臓機能障がい→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

<小腸>・・・小腸機能障がい→中心静脈栄養法

<免疫>・・・H I Vによる免疫機能障がい→抗H I V療法免疫調節療法、その他H I V感染症に対する治療

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



# じりつしえんいりょう いくせいりりょう さいみまん □自立支援医療(育成医療18歳未満)

【対象者】 障がいのある18歳未満の方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して医療費を助成します

【対象となる障がいと標準的な治療の例】

(1) 視覚障がい…白内障、先天性緑内障

(2) 聴覚障がい…先天性耳奇形→形成術

(3) 言語障がい…口蓋裂など→形成術

唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいのある方であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正

(4) 肢体不自由…先天性股関節脱臼、脊柱側彎症、くる病(骨軟化症)などに対する関節形成術、関節置換術、および義肢装着のための切断端形成術など

(5) 内部障がい

<心臓>…先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術

後天性心疾患→ペースメーカー埋込み術

<腎臓>…腎臓機能障がい→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

<肝臓>…肝臓機能障がい→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

<小腸>…小腸機能障がい→中心静脈栄養法

<免疫>…HIVによる免疫機能障がい→抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう  
□ **自立支援医療(精神通院医療)**

【対象者】 精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を助成します(入院は対象外です)

【対象となる精神疾患】

- (1) 病状性を含む器質性精神障がい(F0)
- (2) 精神作用物質使用による精神および行動の障がい(F1)
- (3) 統合失調症、統合失調症型障がいおよび妄想性障がい(F2)
- (4) 気分障がい(F3)
- (5) てんかん(G40)
- (6) 神経症性障がい、ストレス関連障がいおよび身体表現性障がい(F4)
- (7) 生理的障がいおよび身体的要因に関連した行動症候群(F5)
- (8) 成人の人格および行動の障がい(F6)
- (9) 精神遅滞(F7)
- (10) 心理的発達の障がい(F8)
- (11) 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障がい(F9)

※(1)～(5)は高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」)の対象疾患

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※福崎町国民健康保険加入者は自己負担額を助成します

※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



## じゅうどしやう しやいりやうひじよせい □ 重度障がい者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A、精神障がい者保健福祉

てちやう きゆう も かた  
手帳1級をお持ちの方

【助成内容】 保険診療にかかる自己負担額を助成します

※ただし、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方の精神疾患にかかる医療については対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 国保医療係

## こうれいじゅうどしやう しやいりやうひじよせい □ 高齢重度障がい者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、後期高齢者医療制度に加入の身体障がい者手帳1・2級または療育

てちやう せいしんしやう しやほけん ふくしてちやう きゆう も かた  
手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【助成内容】 保険診療にかかる自己負担額を助成します

※ただし、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方の精神疾患にかかる医療については対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 国保医療係

## せいしんしつかんじやいりやうひじよせい □ 精神疾患者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、①②③いずれの条件も満たす場合

① (高齢)重度障がい者医療費受給者証(精神障がい者)をお持ちの方

② 市町村民税非課税世帯の方

③ 本人および世帯全員の年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方

【助成内容】 精神疾患にかかる自己負担額を助成します

【問い合わせ先】 国保医療係

## こうきこうれいしやいりやうせいど □ 後期高齢者医療制度

【対象者】 75歳以上の方または65歳以上75歳未満の身体障がい者手帳1～3級および4級の一部または

療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方で、申請により兵庫県後期

高齢者医療広域連合に認定を受けた方

【負担額】 1割または3割(現役並み所得者)

【問い合わせ先】 国保医療係



## じゅうどしんしんしょう しゃ じ かいごてあて □重度心身障がい者(児)介護手当

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちで、支給要件(居宅で6か月以上常時臥床の状態または、これと同様の状態)を満たす65歳未満の在宅障がい者(児)を常時介護する方

【助成額】 月額17,000円(介護保険サービス利用者は月額10,000円)

申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係

## かいごようひんこうにゆうじよせい □介護用品購入助成

【対象者】 福崎町に住所があり、次のいずれかに該当する方、および、次のいずれかに該当する方と同居またはそれに準ずる状態で在宅介護されている方に対し、在宅介護にかかる用品購入の助成を行います

① 介護保険要介護度4以上の方 ② 重度心身障がい者(児)介護手当を受給している方

【助成額】 1名につき年間18,000円まで助成(4月1日から翌年3月31日購入分)

※入院中や施設入所中に購入したものは対象外

【問い合わせ先】 高年福祉係

## ふとん じよせい □布団クリーニング助成

【対象者】 福崎町に住所があり、次のいずれかに該当する方、および、次のいずれかに該当する方と同居またはそれに準ずる状態で在宅介護されている方に対し、布団のクリーニングにかかる費用の助成を行います

① 介護保険要介護度3以上の方 ② 重度心身障がい者(児)介護手当を受給している方

【助成額】 1名につき年間6,000円まで助成(4月1日から翌年3月31日購入分)

【問い合わせ先】 高年福祉係

## ほうもんにゆうよく □訪問入浴サービス

【対象者】 福崎町に居住する、身体障がい者手帳1・2級および療育手帳Aをお持ちの方で、家庭において入浴することが困難であり、かつ医師が入浴可能と認めた方

【利用頻度】 週1回を限度/事前の相談・申請が必要です

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【問い合わせ先】 町民福祉係

ひなんこうどうようしえんしゃしえん

## □避難行動要支援者支援

【対象者】 災害時、障がいなどのため避難行動に不安があり、地域の支援を希望される方

【支援の内容】 避難行動要支援者名簿への登録および災害時個別支援計画の作成、災害発生時やその恐れがある時、地域支援者(支援をする方)が避難誘導などを行います

※災害の状況により支援を受けられない場合があることをご理解ください

※地域支援者が責任を負うものではありません

【申請先】 地区の区長または民生委員・児童委員に申し出てください

【問い合わせ先】 高年福祉係、地区の区長、民生委員・児童委員

しんしんしょう しゃ じ ふようきょうさい

## □心身障がい者(児)扶養共済

【対象者】 生涯独立自活が難しいと認められる方で、身体障がい者手帳1～3級、療育手帳または

精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を扶養している65歳未満の方が2口まで加入できます

【掛金】 加入時の年齢で異なります(月額9,300円～23,300円)

【給付金】 1口月額20,000円

加入者が障がいのある方の生存中にお亡くなりになったとき、または重度障がい状態に該当したとき

【問い合わせ先】 町民福祉係

じどうふようてあて

## □児童扶養手当

【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満の一定以上の障がいがある児童で、次のいずれかの条件に該当する児童を養育している母または父もしくは養育者

ある児童で、次のいずれかの条件に該当する児童を養育している母または父もしくは養育者

○父または母が一定以上の障がいの状態にある児童 ○父母が離婚した児童

○父または母が死亡した児童 ○父または母が1年以上遺棄している児童

○父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童 ○母が未婚で懐胎した児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童 ○その他の理由で父または母がいない児童

【支給額】 所得および児童数により、支給額は異なります

申請月の翌月から支給/5・7・9・11・1・3月に振込

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 住民生活課・町民窓口係



とくべつじどうふようてあて

## □特別児童扶養手当

【対象者】 20歳未満の身体または精神に障がいのある児童を家庭で養育する方

※対象となる障がいの程度など、詳しくはお問い合わせください

【支給額】 (1級)月額52,500円 (2級)月額34,970円

申請月の翌月から支給/4・8・11月に振込

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 住民生活課・町民窓口係

しょう き そ ねんきん

## □障がい基礎年金

【対象者】 次の①②の期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師などの診療を受けた日)があり、国民年金法により定められた障がい等級(1級・2級)による障がいの状態に

あるとき

①国民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)

②60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)

【支給額】 (1級)年額977,125円 (2級)年額781,700円

【問い合わせ先】 住民生活課・町民窓口係

姫路年金事務所:電話:079-224-6382 ファックス:079-224-0838

しょう こうせいねんきん しょう てあてきん

## □障がい厚生年金・障がい手当金

【対象者】 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障がい基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障がい基礎年金に上乗せして障がい厚生年金が支給されます

また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障がい厚生年金が支給されます

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障がい手当金(一時金)が支給されます

【問い合わせ先】 姫路年金事務所:電話079-224-6382 ファックス:079-224-0838



# ひょうご ちゅうしゃじょう □兵庫ゆずりあい駐車場

身体障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の

「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です

## 【対象者】

		くぶん 区分	きじゆん 基準			
①障がい者	身体障がい	しかくしょう 視覚障がい	1・2・3・4級	身体障がい者手帳各障がい区分の障がい程度が左記の方		
		ちようかくしょう 聴覚障がい	2・3級			
		へいこうき のうしょう 平衡機能障がい	3・5級			
		肢 体 不 自 由	じようし 上肢		1・2級	
			か し 下肢		1・2・3・4・5・6級	
			たいかん 体幹		1・2・3・5級	
			にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のう 乳幼児期以前の非進行性の脳		じようしきのう 上肢機能	1・2級
			びようへん うんどうきのうしょう 病変による運動機能障がい		いどうきのう 移動機能	1・2・3・4・5・6級
		しんぞうきのうしょう 心臓機能障がい	1・3・4級			
		じんぞうきのうしょう 腎臓機能障がい	1・3・4級			
		こきゆうきのうしょう 呼吸機能障がい	1・3・4級			
		また ちよくちよう きのうしょう ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級			
		しょうちようきのうしょう 小腸機能障がい	1・3・4級			
		めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1・2・3・4級			
かんぞうきのうしょう 肝臓機能障がい	1・2・3・4級					
ちてきしょう 知的障がい		りよういくてちよう しょう ていど 療育手帳の障がい程度がAの方				
せいしんしょう 精神障がい		せいしんしょう しゃほけんふくしてちよう しょう 精神障がい者保健福祉手帳の障がい 等級が1級の方				
②難病患者		とくていりりようひ していなんびよう じゆきゆうしゃ 特定医療費(指定難病)受給者 しょうにまんせいとくていしつべいりりようじゆきゆうしゃ 小児慢性特定疾病医療受給者				
③高齢者など		かいごほけんひほけんしゃしょう ようかいごじょうたい 介護保険被保険者証の要介護状態 くぶん ようかいご かつ の区分が要介護1・2・3・4・5の方				
④妊産婦		ほ しけんこうてちようしゆとく かつ 母子健康手帳取得の方				
⑤傷病人		い し しんだんしょ 医師の診断書などにおいて「歩行が こんなん むね きさき 困難」である旨の記載がある方				
⑥その他		ちじ みと かつ 知事が認める方				

【問い合わせ先】 町民福祉係



## ゆうりようどうろ わりびき □ 有料道路の割引

じぜん とろくてつづ おこな ゆうりようどうろ つうこうりようきん はんがく  
事前に登録手続きを行うことで、有料道路の通行料金が半額になります

たいしょうしゃ しんたいしょう しゃてちよう しゆ かた ほんにん うんてん ばあい  
【対象者】 身体障がい者手帳2種の方…本人が運転する場合のみ

しんたいしょう しゃてちよう しゆ りよういくてちよう しゆ かた ほんにん かいごしゃ うんてん ばあい  
身体障がい者手帳1種または療育手帳1種の方…本人または介護者が運転する場合

たいしょう くるま じどうしゃけんさしやう しょうしや しめい めいしやう らん ほんにん はいぐうしや ちよつけいけつぞく  
【対象の車】 自動車検査証などの「所有者の氏名または名称」欄が本人または配偶者、直系血族およびそ  
はいぐうしや きやうだいしまい はいぐうしや どうきよ しんぞく しょうしや だい  
の配偶者、兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族などの所有車1台のみ

じようき かた じどうしゃ しょうしや ほんにん けいぞく にちじようてき かいご かた  
※上記の方が自動車を所有していないとき、本人を継続して日常的に介護している方

ほうじんめいぎ くるま けい たいしょうがい  
※法人名義の車、レンタカー・軽トラックなどは対象外です

かつぶこうにゆう ちようき たんき ふく じどうしゃ りよう  
※割賦購入(ローン)または長期リース(レンタカーなど短期リースは含まない)により自動車を利用している

ばあい じどうしゃけんさしやう しょうしや しめいまた めいしやう らん じようき がいとう かた しめい きさい  
場合で、自動車検査証などの「使用者の氏名又は名称」欄に、上記に該当する方の氏名が記載されて

たいしょう かつぶけいやくしよ けいやくしよ も  
いるものは対象になりますので、割賦契約書またはリース契約書をお持ちください

と あ さき ちようみんふくしかかり  
【問い合わせ先】 町民福祉係

## えぬえいちけいほうそうじゆしんりよう げんめん □ NHK 放送受信料の減免

ぜんがくげんめん  
【全額減免】

しんたいしょう ちてきしやう せいしんしやう てちよう も かた せたいこうせいいん ふく  
・「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」のいずれかの手帳をお持ちの方を世帯構成員に含み、その  
せたいぜんいん じゆうみんぜいひ か ぜい ばあい  
世帯全員が住民税非課税の場合

しゃかいふくしほう きてい しゃかいふくしじぎやう おこな しせつ じぎやうしよ にゆうしよ ばあい  
・社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所している場合

はんがくめんじよ  
【半額免除】

しかく ちようかくしやう しゃ せたいぬし じゆうど しやう しゃ しんたいしょう しゃ きゆう ちてきしやう しゃ  
視覚・聴覚障がい者が世帯主または重度の障がい者(身体障がい者1・2級または知的障がい者A、  
せいしんしやう しゃ きゆう せんしやうびやうしやてちようだい かんしやう せたいぬし ばあい  
精神障がい者1級、戦傷病者手帳第1款症)が世帯主の場合

と あ さき ちようみんふくしかかり  
【問い合わせ先】 町民福祉係

えぬえいちけい でんわ  
NHK ふれあいセンター 電話:0570-077-077 ファックス:045-522-3044



でんしゃ ひこうき わりびき  
 **電車・バス・タクシー・飛行機の割引**

かいしゃ と あつかい こと ばあい  
 会社によっては取り扱いが異なる場合があります

せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう も かた かいしゃ わりびきたいしょう ばあい  
 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方については、会社によって割引対象になる場合があります  
 かくじ かくにん ねが  
 各自でご確認をお願いします

じえいあーるにしにほん および かくしてつ JR西日本 および 各私鉄		
たいしょうしゃ 対象者	わりびきたいしょうじょうしゃけん 割引対象乗車券	わりびきがく 割引額
だい しゅしょう しゃ かいごしゃ 第1種障がい者と介護者 ※介護者が同行する場合	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券	はんがく 半額
だい しゅしょう しゃ かいごしゃ 第1種障がい者と介護者 ※介護者が同行する場合	ていきじょうしゃけん 定期乗車券 しょうにていきじょうしゃけん のぞ 小児定期乗車券を除く	はんがく 半額
さいみまん しゅしょう しゃ かいごしゃ 12歳未満の第2種障がい者とその介護者 ※介護者が同行する場合		
だい しゅしょう しゃ たんどく 第1種障がい者、単独	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	かたみち 片道が100. 1キロ以上の場合、 はんがく 半額
だい しゅしょう しゃ たんどく 第2種障がい者、単独		
しんき 神姫バス		
しんたいしょう しゃてちょう も かた 身体障がい者手帳をお持ちの方	ふつうらんちん 普通運賃	はんがく 半額
りょういくてちょう も かた 療育手帳をお持ちの方 ※バス介護付の記載がある場合は、 かいごつき きさい ばあい 介護者1名まで割引が適用されます	ていきらんちん 定期運賃 かいすうらんちん 回数運賃	わりびき こうにゆうじ 3割引(購入時) はんがく こうしゃじ 半額(降車時)
タクシー		
しんたいしょう しゃてちょう も かた 身体障がい者手帳をお持ちの方 りょういくてちょう も かた 療育手帳をお持ちの方	らんちん 運賃	わりびき 1割引
せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう も かた 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	らんちん 運賃	わりびき かんざきこうつうかぶしきがいしゃ 1割引(神崎交通株式会社のみ)
ひこうき 飛行機		
しょう しゃてちょう も かた かいごしゃ 障がい者手帳をお持ちの方および介護者	こうくりょくかくらんちん 航空旅客運賃	かくこうくうがいしゃ わりびきりつ こと 各航空会社により割引率は異なります
ふくさきちやうじゆんかい こう だいがく 福崎町巡回バス(サルビア号)・大学バス		
しょう しゃてちょう も かた 障がい者手帳をお持ちの方 とくていりょうひ していなんびやう じゆきゆうしやしょう も 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	ていきけん 定期券	1か月:500円 6か月:2,500円



じゅうみんぜい しよとくぜい しょう しやこうじよ  
 **住民税・所得税における障がい者控除**

じゅうみんぜい 住民税	しょう しやこうじよ ほんにん どういつせいけいはいぐうしや ふよう 障がい者控除(本人または同一生計配偶者もしくは扶養 しんぞく しんたいしやう しやてちやう きゆう りやういくてちやう 親族が身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、 せいしんしやう しやほけん ふくしてちやう きゆう 精神障がい者保健福祉手帳2～3級)	しよとくこうじよ 所得控除 26万円 まんえん	と あ さき 問い合わせ先  ぜいむかじゅうみんぜいかかり 税務課住民税係
	とくべつしやう しやこうじよ ほんにん どうきよ どういつせいけい 特別障がい者控除(本人または同居していない同一生計 はいぐうしや ふようしんぞく しんたいしやう しやてちやう きゆう 配偶者もしくは扶養親族が身体障がい者手帳1・2級、 りやういくてちやう せいしんしやう しやほけん ふくしてちやう きゆう 療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級)	しよとくこうじよ 所得控除 30万円 まんえん	
	ぜんねんごうけいしよとくきんがく まんえん い か しょう しや 前年合計所得金額が125万円以下の障がい者	ひかぜい 非課税	
	どうきよとくべつしやう しやこうじよ どうきよ どういつせいけいはいぐうしや 同居特別障がい者控除(同居している同一生計配偶者も ふようしんぞく しんたいしやう しやてちやう きゆう りやういくてちやう しくは扶養親族が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、 せいしんしやう しやほけん ふくしてちやう きゆう 精神障がい者保健福祉手帳1級)	しよとくこうじよ 所得控除 53万円 まんえん	
しよとくぜい 所得税	しょう しやこうじよ しょう ていど じゅうみんぜい おな 障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	しよとくこうじよ 所得控除 27万円 まんえん	ひめじぜいむしよ 姫路税務署 079-282-1135
	とくべつしやう しやこうじよ しょう ていど じゅうみんぜい おな 特別障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	しよとくこうじよ 所得控除 40万円 まんえん	
	どうきよとくべつしやう しやこうじよ しょう ていど じゅうみんぜい おな 同居特別障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	しよとくこうじよ 所得控除 75万円 まんえん	

じ どうしやぜいしゅべつわり かんきやうせいのうわり げんめん  
 **自動車税種別割、環境性能割の減免**

【対象の車】 たいしやう くるま てちやう も かた どういつせいけいしや しよゆう てちやう も かた どういつせいけいしや うんてん  
 手帳をお持ちの方または同一生計者が所有し、手帳をお持ちの方または同一生計者が運転  
 するもの(しやう しやひとり いちだい  
 障がい者一人につき、一台のみ)

ぜい しゅるい 税の種類	たいしやうしや 対象者	しんせい 申請	と あ さき 問い合わせ先
けいじどうしやぜい 軽自動車税 しゅべつわり 種別割	しんたいしやう しや てちやう 身体障がい者手帳・ りやういくてちやう せいしんしやう 療育手帳・精神障がい しやほけん ふくしてちやう 者保健福祉手帳をお も かた 持ちの方	まいとし のうきげん しんせい ひつよう 毎年、納期限までに申請が必要です	ぜいむかかんりかかり 税務課管理係
じ どうしやぜい 自動車税 しゅべつわり 種別割	しんたいしやう しやてちやう 身体障がい者手帳 とうきゆう しやう ぶ い (等級と障がい部位に ひがいと う ばあいあり より非該当の場合有) りやういくてちやう 療育手帳A・B1	のうきげん ご げんめんじこう がいと う ばあい 納期限後に減免事項に該当となった場合 てつづき よくげつぶん つきわりけいさん は、手続された翌月分から月割計算で げんめん げつまつび 減免されず(2月末日まで)	ひめじけんぜいむしよ 姫路県税事務所 079-281-9104
かんきやうせいのうわり 環境性能割	せいしんしやう しや ほけん 精神障がい者保健 ふくしてちやう きゆう 福祉手帳1級	じどうしや とうろく 自動車を登録されるとき	

# □ 駐車禁止区域の緩和

こうあんいいんかい どうろひょうしき してい ちゅうしゃきんしゅくかん じかんせいげんちゅうしゃくかん  
 公安委員会が道路標識で指定した駐車禁止区間および時間制限駐車区間(パーキング・チケット、パーキ  
 ング・メーター設置場所)で駐車することができます (詳細は福崎警察署でご確認ください)

くぶん 区分		しょう しょう 障がい の級別		
① 障がい者手帳	身体障がい	しかくしょう 視覚障がい	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から4級の各級	
		へいこうき のうしょう 平衡機能障がい	きゅう 3級	
		かしふじゆう 下肢不自由	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から4級の各級	
		たいかんふじゆう 体幹不自由	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から3級の各級	
		にゅうようじき いぜん ひしんこうせい のう 乳幼児期以前の非進行性の脳 じょうしきのう 上肢機能	きゅう および きゅう いちじょうし うんどうきのうしょう 1級および2級(一上肢のみに運動機能障がい がある場合を除く)	
		びょうへん うんどうきのうしょう 病変による運動機能障がい	いどうきのう 移動機能	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から4級の各級
		しんぞう ぞう こきゅう 心臓、じん臓、呼吸器または しょうちよう きのうしょう 小腸の機能障がい	きゅう きゅう きゅう 1級、3級および4級	
		ぼうこうまたは ちよくちよう きのうしょう ぼうこうまたは直腸の機能障がい	きゅう および きゅう 1級および3級	
		めんえきふぜん めんえき ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 きのうしょう 機能障がい	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から4級の各級	
		ちようかくしょう 聴覚障がい	きゅう および きゅう 2級および3級	
		じょうしふじゆう 上肢不自由	きゅう および きゅう きゅう 1級および2級(2級にあつては、両上肢の機能の 著しい障 がいまたは両上肢のすべての指を欠く障がいに限る)	
		かんぞう きのうしょう 肝臓機能障がい	きゅう から きゅう かくきゅう 1級から3級の各級	
		ちてきしょう 知的障がい	りょういくてちよう しょう ていど かた 療育手帳の障がい程度がAの方 (兵庫県または神戸市発行の療育手帳に限る)	
せいしんしょう 精神障がい	せいしんしょう しゃほけん ふくしてちよう しょう どうきゅう きゅう かた 精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級が1級の方			
せんしょうびょうしゃ ② 戦傷病者	せんしょうびょうしゃてちよう も かた いちぶ 戦傷病者手帳をお持ちの方(一部)			
なんびょうかんじや ③ 難病患者	しきそせい かんびしょうかんじや かた 色素性乾皮症患者の方			

## 【申請に必要な書類など】

しんせいしょ いんかん  
 ・申請書 ・印鑑

しょう しゃてちよう うつ ぶ しめい しょう めい どうきゅう きさい ぶぶん うつ  
 ・障がい者手帳と、その写し1部(氏名、障がい名および等級の記載がある部分の写し)

げんざい も ひょうちよう はじ かた のぞ だいりしんせい ばあい いにんじよう だいり かた みぶんしょうめい  
 ・現在お持ちの標章(初めての方は除く) ・代理申請の場合は委任状と代理の方の身分証明になるもの

【問い合わせ先】 詳しくは福崎警察署(23-0110)へお問い合わせください



## えぬていばんごうあんない あんない □NTT番号案内(ふれあい案内)

じぜん とうろく ばんごうあんない いちれいよん わりよう りよう  
事前に登録をすることで、番号案内(104)が無料で利用できます

たいしょうしゃ  
【対象者】

しかくしょう しゃ きゅう  
視覚障がい者1～6級

したい ふじゆう じょうし たいかん にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどう き のうしょう きゅうりょういく  
肢体不自由(上肢および体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級療育

てちょう せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう も かた  
手帳および精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

と あ さき くわ あんないまどぐち と あ  
【問い合わせ先】 詳しくはふれあい案内窓口(0120-104-174)へお問い合わせください

## けいたいでんわ きほんしょうりよう わりびき □携帯電話基本使用料などの割引

けいたいでんわ きほんしょうりよう わりびき けいたいかいしゃ ないよう こと くわ  
携帯電話の基本使用料などの割引サービスがあります。携帯会社によりサービス内容は異なりますので、詳

かくけいたいかいしゃ と あ  
しくは各携帯会社にお問い合わせください

たいしょうしゃ  
【対象者】

しんたいしょう しゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう とくていしつかんいりょうじゆきゅうしゃしょう も  
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などをお持ちの

かた ほんにんめいぎ けいやく けいたいでんわ たいしょう  
方(本人名義で契約している携帯電話が対象です)

## ゆう とくべつ ゆうせいど □マル優・特別マル優制度

かくきんゆうきかん まどぐち じぜん てつづ おこな よちよきん まんえん こくさい ちほうさい まんえん  
各金融機関の窓口で事前に手続きを行うことで、預貯金350万円、国債および地方債350万円までの

りししょとく ひかせい くわ かくきんゆうきかん と あ  
利子所得が非課税になります。詳しくは各金融機関へお問い合わせください

たいしょうしゃ しょう しゃてちょう も かた ほんにんめいぎ こうざ たいしょう  
【対象者】障がい者手帳をお持ちの方(本人名義の口座が対象です)

## □ヘルプマーク・ヘルプカード

しゅうい はいりょ えんじょ ひつよう かた しゅうい かた はいりょ ひつよう し えんじょ え  
周囲から配慮や援助が必要な方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすく

なるように作成したマークおよびカードです。(障がいの有無は問いません)

と あ さき ちょうみんふくしかかり  
【問い合わせ先】 町民福祉係



とうじしゃだんたい  
 **当事者団体**

ふくさきちやうて いくせいかい 福崎町手をつなぐ育成会	
たいしやうしゃ 対象者	ふくさきちやうて いくせいかい かつどう さんどう かた ちてきしやう しゃ じ 福崎町手をつなぐ育成会の活動に賛同していただける方(知的障がい者・児)
かつどうないやう 活動内容	こうりゆうかい べんきやうかい つう かぞく こ あんしん ちいき く しゃかい じつげん 交流会や、勉強会を通じ、家族(わが子)が安心して地域で暮らせる社会の実現 のために活動する親の会です。 【活動内容(例)】 ふくさきちやうて いくせいかい しんぼくかい さんか ・福崎町手をつなぐ育成会の親睦会や、イベントへの参加 ひやうごけん なかはりまち くて いくせいかい こうりゆうかい けんしゆうかい さんか ・兵庫県や中播磨地区手をつなぐ育成会との交流会や研修会への参加 うんどうかい さんか ・運動会などのレクリエーションへの参加 そうだんいん こんわかい そうだんかい さんか ・相談員との懇話会、相談会への参加 かくしゆぎやうせい がっこう ふくししせつ じやうほうていきやう ・各種行政、学校、福祉施設などの情報提供、など
かいひ 会費	ねんかいひ せたい えん けんかいひ えん ちやうかいひ えん 年会費:1世帯につき3,200円(県会費2,000円、町会費1,200円)
とあひさわせ 問い合わせ先	しゃかいふくしきやうぎかい でんわ ふあつくす 社会福祉協議会 電話:23-0300 FAX:23-0322

ふくさきちやうしんたいしやう しゃふくしかい 福崎町身体障がい者福祉会	
たいしやうしゃ 対象者	しんたいしやう しゃてちやう も かた 身体障がい者手帳をお持ちの方
かつどうないやう 活動内容	そうかい やがいかつどう こうりゆうかい さんか 総会、野外活動、交流会などへの参加
かいひ 会費	ねんかいひ えん 年会費:500円
とあひさわせ 問い合わせ先	しゃかいふくしきやうぎかい でんわ ふあつくす 社会福祉協議会 電話:23-0300 FAX:23-0322

# お知らせ

## □ フードドライブについて

ふくさきちょう ほうじん ふくさきちょうしゃかいふくしきょうぎかい れんけい あま しょくひん ひつよう  
福崎町は、NPO法人フードバンクはりま、福崎町社会福祉協議会と連携し、余っている食品を必要とする  
ひと むしよう とど じっし  
人に無償で届ける『フードドライブ』を実施しています。

### フードドライブとは？

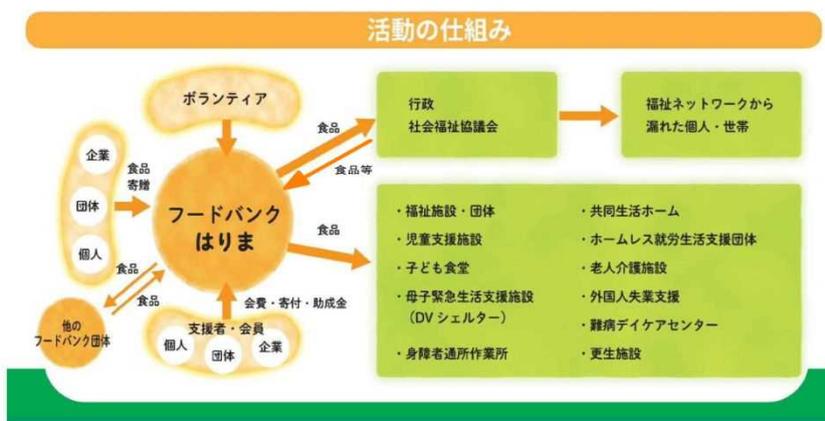
かてい あま しょくひん ちいき がっこう しょくば も よ ひつよう ふくしだんたい  
ご家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体、  
しせつ こ しょくどう きふ かつどう  
施設、子ども食堂などに寄附する活動のことです。

### 提供していただきたい食品・日用品

こめ こな りにゆうしょく かするい かんづめ しょくひん しょくひん しょうみきげん げつ  
米・粉ミルク、離乳食、おむつ、菓子類、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など、賞味期限が1か月  
いじょうのこ じょうおんほ ぞんかのう  
以上残り、常温保存可能なもの

### 寄附の方法

ふくさきちょう やくばけんこう ふくし か ふくさきちょうしゃかいふくしきょうぎかい まどぐち すいじょう つ  
福崎町役場健康福祉課・福崎町社会福祉協議会の窓口で随時受け付けています。  
ていきてき やくば かい とくせつかいじょう せっち しょうほう  
また、定期的に役場1階ロビーで特設会場を設置していますので、ふくさき広報、ホームページやフェイス  
ブックでご確認ください。



NPO 法人「フードバンクはりま」  
ホームページ

## □ ふく咲マーケットについて

ちょうない ふくし じぎょうしょ こ ふくさきてん しゅうろうけいぞくしえん がた みね かいさぎょうじょ しゅうろうけいぞく  
町内の福祉サービス事業所である「はりまっ子福崎店(就労継続支援A型)」「峰の会作業所(就労継続  
しえん がた しゅうろうけいぞくしえん がた しょうどう とくせつ せっち ていきてき じゅ  
支援B型)」「たかはしサポートセンター(就労継続支援B型)」が合同で、特設ブースを設置し、定期的に授  
さんびん はんばい かいさいじき しょうほう かくにん  
品の販売を行っています。開催時期については、ふくさき広報、ホームページやフェイスブックでご確認  
ださい。



しょう かん いちれい  
障がいに関するマークの一例

めいしょう 名称	せつめい 説明	かん と あ さき マークに関する問い合わせ先
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>ぎそく じんこう かんせつ しょう かた 義足や人工関節を使用している方、 ないぶしょう なんびょう かた にんしんしよき かた 内部障がいや難病の方、妊娠初期の方 など、がいけん わ 分からなくてもえんじよ など、外見から分からなくても援助や はいりよ ひつよう かたがた しゅうい かた 配慮を必要としている方々が、周囲の方 はいりよ ひつよう に配慮を必要としていることを知らせるこ とができるマーク。</p>	<p>ふくさきちようけんこう ふくし か ちようみんふくしかかり 福崎町健康福祉課町民福祉係</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>しんたいないぶ しょう あらわ 「身体内部に障がいのある人」を表すマ ーク。このマークを着用されている方を み かけた場合には、ないぶしょう み かけた場合には、内部障がいへの はいりよ ひつよう りかい きょうりよく ねが 配慮についてご理解、ご協力をお願いし ます。</p>	<p>とくてい ひ えいり かつどうほうじん 特定非営利活動法人ハート・プラス の会 でんわ 電話:080-4824-9928</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>き ふじゆう あらわ どうじ 聞こえが不自由なことを表すと同時に、 き ひと き ひと はいりよ 聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を あらわ 表すマーク。このマークを提示された ばあい ていじ 場合は、コミュニケーション方法への はいりよ ひつよう きょうりよく ねが 配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>いっばん しゃだん ほうじん ぜんにほん なんちようしゃ 一般 社団 法人 全日本 難聴者 ちゅうとしつちようしゃだんたいれんごうかい 中途失聴者団体連合会 でんわ 電話:03-3225-5600 ふあつくす FAX:03-3354-0046</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>じんこうこうもん オストメイトとは、がんなどで人工肛門・ じんこうぼうこう ぞうせつ はいせつきのう しょう 人工膀胱を造設している排泄機能に障 がいのある方のことをいいます。</p>	<p>しゃだんほうじんにほん きょうかい 社団法人日本オストミー協会 でんわ 電話:03-5670-7681 ふあつくす FAX:03-5670-7682</p>
<p>障がい者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>しょう しゃ りよう たてもの しせつ 障がい者が利用できる建物、施設である ことをあらわ せかいきょうつう 表すための世界共通のシンボルマ ーク。「すべての障がい者を対象」とした ものです。</p>	<p>こうえきざいだんほうじんにほんしょうがいしゃ 公益財団法人日本障害者リハビリテ ーション協会 でんわ 電話:03-5273-0601 ふあつくす FAX:03-5273-1523</p>
<p>盲人のための国際シン ボルマーク</p> 	<p>もうじん せかいきょうつう しかく 盲人のための世界共通のマーク。視覚 しょう しゃ あんぜん こうりよ 障がい者の安全やバリアフリーに考慮さ れた建物のせつび きき れた建物、設備、機器などにつけられて います。</p>	<p>しゃかい ふくし ほうじん にほん もうじん ふくし 社会 福祉 法人 日本 盲人 福祉 いいんかい 委員会 でんわ 電話:03-5291-7885</p>

<p>めいしやう 名称</p>	<p>せつめい 説明</p>	<p>かん と あ さき マークに関する問い合わせ先</p>
<p>はくじやうえすおーえす 白杖SOSシグナル</p> 	<p>はくじやう ずじやう かか えすおーえす 白杖を頭上に掲げてSOSのシグナル しめ しかく しやう ひと み を示している視覚に障がいのある人を見 こえ しえん かけたら声をかけて支援しましょうという はくじやうえすおーえす うんどう ふきゆう 「白杖SOSシグナル」運動の普及シン ボルマーク。</p>	<p>ぎ ふ し ふく し ぶ ふく し じ む し ゃ し ゃ う 岐阜市福祉部福祉事務所障がい ふくしか 福祉課 でんわ 電話:058-214-2138 ふあつくす FAX:058-265-7613</p>
<p>しんたいしやう しや 身体障がい者マーク</p> 	<p>しんたいしやう ふじ ゆう り ゆう めんきよ じやうけん 肢体不自由を理由に免許に条件のある かた うんてん くるま ひやうじ 方が運転する車に表示するマーク。この くるま はばよ わ こ どうろ 車に幅寄せ・割り込みをすると道路 こうつうほう きてい ばつ 交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>けいさつちやうこうつうきよくこうつうき かくか 警察庁交通局交通企画課 でんわ 電話:03-3581-0141</p>
<p>ちやうかくしやう しや 聴覚障がい者マーク</p> 	<p>ちやうかくしやう り ゆう めんきよ じやうけん 聴覚障がいを理由に免許に条件のある かた うんてん くるま ひやうじ 方が運転する車に表示するマーク。この くるま はばよ わ こ どうろ 車に幅寄せ・割り込みをすると道路 こうつうほう きてい ばつ 交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>けいさつちやうこうつうきよくこうつうき かくか 警察庁交通局交通企画課 でんわ 電話:03-3581-0141</p>
<p>けん ほじよ犬マーク</p> 	<p>しんたいしやう しや ほ じ よ けん ほう けいはつ 身体障がい者補助犬法の啓発のための まうどうけん かいじよけん ちやうどうけん マーク。盲導犬、介助犬、聴導犬のこと い ほ じ よ けん どうはん を言います。補助犬を同伴することのみ にゆうてん ていきやう こば しやう で入店やサービスの提供を拒むと、障が しやさべつ あ い者差別に当たります。</p>	<p>こうせいろうどうしやうしやかい えんごきよくしやうがいほけん 厚生労働省社会・援護局障害保健 ふくしぶ きかくかじりつしえんしんこうしつ 福祉部企画課自立支援振興室 でんわ 電話:03-5253-1111 ふあつくす FAX:03-3503-1237</p>

～メモ～

～メモ～

～メモ～

ふくし かん じょうほう はっしんちゆう  
福祉に関する情報を発信中⇒

「ふくさきちやうしやう福崎町障がい者しやきかん基幹相談支援センターフェイスブック」

